

平成4年3月17日

県本部各部課長  
殿下各警察署長 殿

宮城県警察本部長

宮城県警察旗規程の制定について（通達）

本県警察では、既に昭和44年に警察旗を作成し、年頭視閲式等各種行事に使用してきたところであるが、その根拠となる規定が定められていなかったことから、この度、別添のとおり「宮城県警察旗規程」を制定したので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 制定の要点

(1) 警察旗の規格を明確にしたこと（第2条関係）

警察旗は、既に作成されているが、その大きさ、色、旭日章を配する位置等を定めた。

(2) 保管管理の責任を明確にしたこと（第3条関係）

警察旗の設置場所として、通常は警察本部長室に置くこととし、総務室総務課において管理することとした。

また、警察旗を行事等で使用する場合は、当該行事を主管する所属が総務課に申請し、借用することとした。

(3) 警察旗を使用できる場合を明確にしたこと（第4条関係）

警察旗を使用できる場合を、県警発足記念日等県警察として行う行事や主要な庁舎の落成式、県警察を代表して行われる各

種競技会、その他警察本部長が必要と認めたときに限定した。

(4) 警察旗の掲揚について定めたこと（第5条関係）

警察本部新庁舎の前に、国旗等掲揚塔3本が設置されたことから、掲揚塔に警察旗を掲げる場合は、警察旗の複製を掲揚することとし、複製は警察旗と同一規格の縮尺とし、文字等を省略したものとした。

2 運用上の留意事項

- (1) 警察旗（複製）の掲揚は、国旗と併せ、執務時間中掲揚するものとする（ただし、雨天時を除く）。
- (2) 警察旗（複製）の掲揚、降納は、総合当直員が行うものとする。